

## 議案第50号

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和7年6月2日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年杉並区条例第37号）  
の一部を次のように改正する。

第29条中「添付」を「当該粗大ごみに貼付」に改め、同条に次の1項を加える。  
2 前項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法により第44条第1  
項の粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した占有者が粗大ごみを排出するときは、  
規則で定める事項を当該粗大ごみに表示しなければならない。

第30条中「添付」を「貼付」に改める。

第45条第1項中「納付した者」の次に「（第29条第2項の方法により廃棄物  
処理手数料を納付した者を除く。）」を加える。

別表の1の部中「添付」を「貼付」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（提案理由）

インターネットを利用して廃棄物処理手数料を納付した者の粗大ごみの排出方法  
を定める必要がある。

杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(粗大ごみの排出方法)</p> <p>第29条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第45条第1項の有料粗大ごみ処理券を<u>当該粗大ごみに貼付</u>しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、インターネットを利用する方法により第44条第1項の粗大ごみの廃棄物処理手数料を納付した占有者が粗大ごみを排出するときは、規則で定める事項を当該粗大ごみに表示</u>しなければならない。</p>	<p>(粗大ごみの排出方法)</p> <p>第29条 占有者は、粗大ごみを排出するときは、規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第45条第1項の有料粗大ごみ処理券を<u>添付</u> _____ しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。</p>
<p>(事業系一般廃棄物等の排出方法)</p> <p>第30条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を容器等で排出するときは、収納する容器等の容量に相当する第46条第1項の有料ごみ処理券を<u>貼付</u>しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認め</p>	<p>(事業系一般廃棄物等の排出方法)</p> <p>第30条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を容器等で排出するときは、収納する容器等の容量に相当する第46条第1項の有料ごみ処理券を<u>添付</u>しなければならない。ただし、これにより難いと区長が認め</p>

るとき、又は臨時に排出するときは、  
区長の指示に従わなければならない。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第45条 区長は、前条第1項の粗大ご  
みの廃棄物処理手数料をあらかじめ納  
付した者(第29条第2項の方法によ  
り廃棄物処理手数料を納付した者を除  
く。)に有料粗大ごみ処理券を交付す  
る。

2 略

るとき、又は臨時に排出するときは、  
区長の指示に従わなければならない。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

第45条 区長は、前条第1項の粗大ご  
みの廃棄物処理手数料をあらかじめ納  
付した者\_\_\_\_\_に  
\_\_\_\_\_に有料粗大ごみ処理券を交付す  
る。

2 略